



後期高齢者医療保険料のお知らせ

保険料の決定方法

被保険者個人ごとの保険料は被保険者全員が負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。なお、均等割額と所得割率は2年ごとに見直されます。

熊本県後期高齢者医療広域連合の
平成29年度の保険料率
○均等割額：47,900円 ○所得割率：9.26%

保険料額 (年額)	=	均等割額 47,900円	+	所得割額 (総所得割金額-33万円)×9.26%
--------------	---	-----------------	---	-----------------------------

※上限額57万円
保険料率は平成28年度と同一です。

保険料の軽減

所得の低い人や被用者保険(協会けんぽ・健保組合・共済組合など)加入者に扶養されていた人は、保険料の負担が軽くなります。なお、所得割軽減および被用者保険加入者に扶養されていた人の軽減については、平成29年度から軽減割合が変更されました。

【所得が低い人の軽減】

○保険料の均等割額の軽減
世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額などに応じて、下表のとおり均等割額が軽減されます。
※平成29年度は対象者が拡大されました(太枠内)
○保険料の所得割額の軽減
被保険者の総所得金額などが「基礎控除(33万円)+58万円を超えない人は保険料の所得割額が2割軽減されます。

保険料の納付方法

後期高齢者医療保険料の納付方法は次の2通りです。

①特別徴収(通常)

年金からの差し引きです(手続きの必要は無く、条件が合えば自動的に適用されます)。

平成29年4月から年金からの差し引きによって納付

②普通徴収

納付書での窓口納付または口座振替での納付です(特別徴収の条件に該当しない場合の納付方法)

平成29年7月から納付書または口座振替によって納付

◆特別徴収への変更

現在普通徴収の人で、平成28年4月2日以降に75歳の誕生日を迎えられた人は、下の表のとおり平成29年度途中から特別徴収となります。

【平成29年度中に特別徴収に変更となる例】

75歳の誕生日	普通徴収の月	特別徴収開始月
平成28年4月2日～平成28年10月1日	普通徴収はありません	平成29年4月
平成28年10月2日～平成29年3月31日	平成29年7・8・9月	平成29年10月

◆口座振替への変更

後期高齢者医療保険料を特別徴収により納めている人は、申し出により口座振替による納付へ変更することができます。詳しくはお問い合わせください。

※年金受給者が年間18万円未満の人などを除く

【被用者保険加入者に扶養されていた人の軽減】

被用者保険加入者に扶養されていた人は、特例措置として、保険料の均等割額が7割軽減されます(所得割額はかかりません)。

◆対象

後期高齢者医療被保険者の資格を得た日の前日まで被用者保険加入者に扶養されていた人

均等割額の軽減

総所得金額の基準	軽減割合
「基礎控除額(33万円)を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算した上で所得が0円となる人	9割
「基礎控除額(33万円)を超えない世帯	8.5割
「基礎控除額(33万円)」+「27万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯	5割
「基礎控除額(33万円)」+「49万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯	2割

所得割額の軽減

「基礎控除(33万円)」+58万円を超えない人



被用者保険加入者に扶養されていた方の軽減

後期高齢者被保険者の資格を得た日の前日まで、被用者保険加入者に扶養されていた人



※所得割額はかかりません

高額療養費の自己負担限度額が変わります

高額療養費制度の見直しにより、自己負担限度額が次のとおり変更となります。

①現役並み所得者

外来療養に係る自己負担限度額が、4万4400円から5万7600円に変更となります。

②一般所得者

外来療養に係る自己負担限度額が、1万2千円から1万4千円に変更となる。また、新たに自己負担額の年間(8月1日から翌年7月31日までの間)の合計額に対して14万4千円の自己負担限度額が設けられます。

また、入院療養に係る自己負担限度額が4万4400円から5万7600円に変更となる。新たに多数該当4万4千円の自己負担限度額が設けられます。

高額療養費の自己負担限度額 (70歳以上の国民健康保険被保険者・後期高齢者医療被保険者)

負担区分	平成29年7月まで		平成29年8月から	
	外来	外来+入院限度額	外来	外来+入院限度額
現役並み所得者※①	44,400円	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1%	57,600円	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1% (多数該当44,400円)※④
一般	12,000円	44,400円	14,000円 (年間144,000円)	57,600円 (多数該当44,400円)
区分Ⅱ※②	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
区分Ⅰ※③	8,000円	15,000円	8,000円	15,000円

※① 70歳以上で住民税課税所得が145万円以上ある方が1人でもいる世帯に属する人
 ※② 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人
 ※③ 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金所得は控除額を80万円で計算)を差し引いた時に0円となる人
 ※④ 直近の12ヶ月間で3回以上高額療養費の支給を受けている場合に4回目から適用
 ○後期高齢者医療被保険者の方は同一世帯の後期高齢者被保険者のみで判定します。
 ○区分Ⅰ・区分Ⅱの人は自己負担限度額に変更はありません

【お問い合わせ先】健康福祉課 国民健康保険係 ☎52-5852(直通)

